

# 避難所開設・運営動画制作業務委託 公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

避難所開設・運営動画制作業務を委託するにあたり、受注者を選定するために必要な事項を定める。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 避難所開設・運営動画制作業務委託
- (2) 業務内容 「避難所開設・運営動画制作業務委託仕様書」(別紙1)のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日(火)まで
- (4) 委託料 2,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。
- (5) 支払条件 完了後、一括払い
- (6) 受注者の選定方法

受注者の選定は、本要項に従って提出された企画提案書(以下「提案書」という。)に基づき、公募型プロポーザル形式で行う。

## 3 プロポーザル参加者の資格等に関する事項

プロポーザルに参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
  - イ 当該参加資格確認申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
  - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
  - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づき指名停止措置等をプロポーザル参加資格申請期限の日からプロポーザル

- ル日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納していないもの
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- ケ 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

#### 4 提案書の内容

仕様書を踏まえ、業務実施にあたっての考え方について、以下の内容を盛り込んで提案すること。

(1) 映像の全体構成

全体構成は、タイトル、シナリオ（タイムスケジュールを含む）、絵コンテ（具体的な映像イメージ）について提案すること。

(2) 視聴者に関心を持たせるための工夫など

(3) 本業務と類似する業務の受注実績

(4) 業務の実施体制

(5) 業務スケジュール

(6) 見積金額及び積算内訳

## 5 プロポーザルの手続き等

### (1) スケジュール

日付（令和元年）	内容
11月25日（月）	・プロポーザル公告（ホームページ掲載） ・業務委託仕様書等の配布及び参加資格確認申請受付開始 ・プロポーザルに関する質問の受付開始
12月6日（金）	・業務委託仕様書等の配布及び参加資格確認申請受付終了
12月9日（月）	・プロポーザルに関する質問の受付締切
12月11日（水）	・参加資格確認結果の通知（発送期限）
12月13日（金）	・プロポーザルに関する質問に対する回答期限
12月18日（水）	・提案書提出期限
12月24日（金）	・プレゼンテーション（時間の詳細は別途調整）
1月8日（水）	・優先交渉者の決定及び通知書の発送（発送期限）
1月中旬	・業務委託契約締結

### (2) 参加資格確認申請

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書（別紙2）及び付随する関係資料を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けることとする。

#### ア 提出期間

令和元年11月25日（月）から令和元年12月6日（金）までの、平日午前9時から午後5時までとする。

#### イ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎3階

千葉市総務局防災対策課

#### ウ 提出方法

持参又は郵送によることとする。

なお、郵送により提出する場合は、簡易書留又は特定記録にて提出することとし、令和元年12月6日（金）必着とする。

エ 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書 (別紙2)

(イ) 誓約書 (別紙3)

(ウ) 契約実績調書 (別紙4)

オ 確認結果の通知

プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者には、令和元年12月11日(水)までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を発送する。

(3) 質問の提出方法等

本業務委託及び本プロポーザルに関する質問がある場合は、次の手順により質問書を提出することとする。

なお、この方法以外による質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和元年11月25日(月)午前9時から令和元年12月9日(月)午後5時までとする。

イ 質問の様式

「避難所開設・運営動画制作業務委託に関する質問書」(別紙5)を用いることとする。

ウ 提出方法

電子メールによることとする。受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「避難所開設・運営動画制作業務委託に関する質問(法人名)」とすること。

エ 提出先メールアドレス

[bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp](mailto:bosaitaisaku.GE@city.chiba.lg.jp)

オ 質問に対する回答

受付期間内に受理したすべての質問及びその回答を、令和元年12月13日(金)までに、千葉市ホームページの本案件のページに掲載する。

なお、質問の回答内容については、本実施要項の追加又は修正とみなす。

(4) 事前説明会等

説明会及びそれに類するものは実施しない。

(5) 提案書の提出

参加資格有りの通知を受けた者は、次により企画提案書等を提出することとする。

ア 提出期限

令和元年12月18日(水) 午後5時

イ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎3階

千葉市総務局防災対策課

ウ 提出物

- (ア) 提案書(ページ制限なし)
- (イ) 見積書(社印等を押印する)
- (ウ) 過去3年分の類似する業務の実績

エ 提出方法

- (1) 紙面に印刷した提案書8部(うち7部については社名・人名等の記載がなく企業を特定できないもの)、見積書1部及び業務実績1部、並びにそれぞれの電子データを格納したCDを、持参又は郵送により、提出することとする。
- (2) 用紙は、A4判両面使用(A3判は折込)とする。
- (3) 代表者以外の方が持参する場合は、委任状を合わせて持参することとする。
- (4) 郵送により提出する場合は、簡易書留又は特定記録にて提出することとし、令和元年12月18日(水)午後5時必着とする。

オ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 提案書に用いる言語は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (イ) 提案書の用紙は、原則として、日本工業規格によるA4判を用い、11ポイント以上のフォントを用いること。
- (ウ) 提案書は、容易に理解できるよう可能な限り専門的な用語の使用を避け、平易な日本語で記載すること。
- (エ) 見積書は人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載すること。
- (オ) 電子データは、以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であること。
  - ・ Microsoft Excel 2019
  - ・ Microsoft Word 2019
  - ・ Microsoft PowerPoint 2019
  - ・ Adobe Reader DC

## 6 提案書の審査

### (1) 審査の概要

提案書の審査は、市職員 5 人で構成される「避難所開設・運営動画制作業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において公正に審査する。

市にとって最適な受注者を選定するため、提案書及び見積金額について、審査を行い、最も評価の得点が高かった者を優先交渉者（受注候補者）とする。次に得点の高かった者は次点とする。

### (2) 審査の方法

ア 審査は、選定委員会において、提出された提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

イ 提案者がプレゼンテーションに出席できる人数は 3 人までとする。

ウ 提案者が 1 者の場合も審査する。

エ プレゼンテーションは、12月24日（火）に予定している。時間等詳細は別途通知する。

(3) 審査項目及び点数配分

提案書及び見積金額を審査し、各評価項目について得点を付与する。審査項目及び点数配分は、次のとおりとする。委員1人あたりの持ち点は100点とする。

項目		評価の視点	配点(1人当たり)
1	マニュアル再現度	(1) マニュアルの内容を十分に理解しているか。 (2) 全体構成は、マニュアルに沿った内容になっているか。	30
2	表現力	(1) 直観的にマニュアルを理解できる動画になっているか。 (2) 視聴者に関心を持たせる工夫はあるか。 (3) 避難所に関する知識のない人が理解しやすい工夫はあるか。 (4) 動画の質や内容を向上しようとする積極的な提案があるか。	40
3	業務遂行能力	(1) 本業務と類似する業務の受注実績は十分にあるか。 (2) 業務実施体制は十分に整っているか。 (3) 実現可能なスケジュールが組まれているか。	20
4	見積金額	価格点(※)	10
合計			100

※ 価格点は、下記の計算式により算出し、1人あたり10点満点とする。

小数点以下の端数は切り上げとする。

$$10 \times \{(\text{予定価格} \times 100/110) - \text{見積価格}\} / \{(\text{予定価格} \times 100/110) - \text{最低制限価格}\} \\ = \text{価格点}$$

(4) 得点が同点だった場合の取扱い

最高得点者が2者以上あるときは、次の順序で優先交渉者（受注候補者）を決める。

ア 得点が同点の場合は、上記審査の項目「2 表現力」の得点が最も高い者を優先交渉者とする。

イ 得点が同点でかつ上記アも同点の場合は、委員長の採点が最も高い者を優先交渉者とする。

#### (5) 失格についての取扱い

上記審査の項目「1 マニュアル再現度」、「2 表現力」及び「3 業務遂行能力」のいずれか1項目について、審査者いずれか1人が全ての評価基準を0点で採点した場合は、業務を適正かつ円滑に実施することが不可能であるとみなし、失格とする。

## 7 契約手続等

### (1) 受注者の決定

優先交渉者と交渉し、随意契約により業務委託契約を締結する。

ただし、優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない時は、次点の者と交渉する。

### (2) 契約保証金

当該契約金額の100分の10以上の額を収めることとする。

ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号いずれかに該当する場合は免除する。

### (3) 契約書の作成

受注者決定後、速やかに契約書を作成することとする。

### (4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 8 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 見積額が、本要項2（4）で設定する価格を超過した場合、又は最低制限価格未  
満であった場合

(2) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合



- (3) 提出書類に虚偽の記載や、重要な誤脱があった場合
- (4) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 契約に至るまでの間に本要項3に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他、プロポーザルの実施に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

## 9 その他

### (1) 費用負担

プロポーザルの参加に必要な費用は、すべて参加者が負担することとする。

### (2) 提出書類の取扱い

ア 書類提出後の加除修正は一切認めない。

イ 提出された書類は、受注者選定の用途のみに使用し、受注者選定後は市において適正に管理する。

## 10 問合せ先

千葉県総務局防災対策課

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県役所3階

電話 043-245-5113 FAX 043-245-5552

Eメール bosaitaisaku.GE@city.chiba.jp

担当 対策実施班 樋口、椎名